佐千原浄水場
中央監視設備更新及び運転管理事業

実施方針

令和元年 12 月

一宮市上下水道部

目　次

第１　特定事業の選定に関する事項 2
１　事業内容に関する事項 2
２　特定事業の選定及び公表に関する事項 5
第２　民間事業者の募集及び選定に関する事項 6
１　事業者の募集及び選定方法 6
２　事業者の募集及び選定の手順 6
３　入札参加者の備えるべき参加資格要件 7
４　審査及び選定に関する事項 10
第３　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 11
１　事業契約に関する基本的な考え方 11
２　予想されるリスク分担と業務分担 11
３　求められる業務水準 11
４　履行保証等に関する事項 11
５　市による事業の実施状況のモニタリング 11
第４　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 12
１　施設の概要及び規模 12
第５　事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 15
１　係争事由に係る基本的な考え方 15
２　管轄裁判所の指定 15
第６　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 15
１　事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 15
２　市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 15
３　その他 15
第７　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 15
１　法制上及び税制上の措置に関する事項 15
２　財政上及び金融上の支援に関する事項 15
３　その他の支援等に関する事項 15
第８　その他の特定事業の実施に関し必要な事項 16
１　議会の議決（債務負担行為） 16
２　入札参加に伴う費用負担 16
３　提出書類の取扱い 16
４　情報の提供 16
５　本事業において使用する言語等 16
６　実施方針等に関する問い合わせ 16
別紙１　　事業スキーム 17
別紙２　　業務分担 18

別紙３　　リスク分担 19
別紙４　　佐千原浄水場　位置図 21
別紙５　　佐千原浄水場管理棟　位置図 22

様式１　実施方針に関する質問書
様式２　実施方針に関する意見書
様式３　要求水準書（案）に関する質問書
様式４　要求水準書（案）に関する意見書
様式５　現場見学会申込書

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

本事業	：佐千原浄水場中央監視設備更新及び運転管理事業をいう。
ＰＦＩ法	：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）をいう。
特定事業	：ＰＦＩ法の趣旨に準じ、公設公営方式で実施する事業と比較して効率的かつ効果的に実施される事業をいう。
ＤＢＯ方式	：市が資金調達し、設計業務（Design)、工事業務（Build)、運転管理業務等（Operate）を民間事業者に包括的に委託する方式をいう。
実施方針等	：実施方針の公表の際に市が公表する書類一式（実施方針、要求水準書（案）及び添付資料）をいう。
提案書	：入札説明書等に基づき作成される書類・図書をいう。
入札参加者	：本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループをいう。
落札者	：市と事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
事業者	：市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
代表企業	：事業者を代表する者をいう。本事業の入札参加資格の申請、入札手続き等を行う。
構成員	：入札参加者を構成する者をいう。
協力企業	：事業者から工事の一部を請け負う、又は業務の一部を受託する者をいう。
共同企業体（ＪＶ）	：本事業の設計・工事を行う構成企業（建設ＪＶ）及び運転管理業務を行う構成企業（運転管理ＪＶ）によって結成する共同企業体をいう。
基本協定	：事業契約の締結に向けて、本事業開始のための準備行為等基本的な事項を定めるもので、市と落札者が締結する協定をいう。
事業契約	：基本契約、本事業に係る設計・工事請負契約、本事業に係る運転管理業務委託契約の総称をいう。
基本契約	：本事業における主要な事項について定めるもので、市と事業者が締結する契約をいう。
設計・工事請負契約	：基本契約に基づき、設計・工事業務に係る事項について市と単独企業又は建設ＪＶが締結する契約をいう。
運転管理業務委託契約	：基本契約に基づき、運転管理業務の実施に係る事項について、市と単独企業又は運転管理ＪＶが締結する契約をいう。
モニタリング	：事業者が事業契約に基づき提供するサービスの水準を市が監視（測定・評価）することをいう。

本実施方針は、一宮市（以下、「市」という。）が実施する本事業について、事業の概要及び本事業を委託する事業者の選定に関する方針を定めるものである。

第１　特定事業の選定に関する事項

１　事業内容に関する事項

（１）事業名称

佐千原浄水場中央監視設備更新及び運転管理事業

（２）事業の対象となる公共施設等の種類

一宮市上水道施設等

（３）公共施設の管理者の名称

一宮市水道事業等管理者　小塚重男

（４）事業の目的

市内水道施設の拠点でもある佐千原浄水場（以下、「本浄水場」という。）は、市の最も多くの給水量を担う施設であり、現在、耐震基準を満たすポンプ棟建設を施工しており、併せて老朽化した中央監視設備の更新を予定している。

市は、本事業において、中央監視設備の整備及び運転管理業務を従来の公設公営方式ではなく、民間事業者に一括して実施させることにより、民間事業者の技術力やノウハウを最大限に活用し、効率的な設備更新及び運転管理を図ることを目的としている。

（５）対象施設の概要

ア　対象施設

（ア）新設対象設備

a　佐千原浄水場　　中央監視設備及び遠方監視設備

（イ）撤去対象設備

a　佐千原浄水場　　既設中央監視設備及び遠方監視設備

b　尾西配水場　　既設中央監視設備及び遠方監視設備

c　木曽川配水場　　既設中央監視設備及び遠方監視設備

イ　対象業務

（ア）設計業務

a　中央監視設備設計業務

b　設備台帳システム構築業務

c　管理棟改修設計業務

d　移設・撤去対象設備設計業務

e　設計に伴う各種申請に係る業務

（イ）工事業務

a　中央監視設備工事業務

b　管理棟改修工事業務

c　移設・撤去対象設備工事及び仮設工事業務

d　試運転調整業務

e　工事に伴う各種許認可等の申請に係る業務

（ウ）運転管理業務

a　運転管理業務

b　保安業務

c　清掃業務

d　安全衛生管理業務

e　災害・事故対策業務

f　維持管理業務（日常点検・保守点検・修繕業務）

g　事業終了時の引継ぎ業務

（６）事業方式

本事業は、ＰＦＩ法に準じて、本浄水場の中央監視設備更新とその運転管理を一括してＤＢＯ方式により実施することを予定している。

（７）事業者の収入

設計・工事段階においては、事業者が本事業の設計・工事業務を行い、市がその対価として設計・工事費を支払う。

運転管理段階においては、事業者が本事業の運転管理業務を行い、市がその対価を支払うサービス購入型とする。

（８）事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（令和 3 年 1 月下旬）の翌日から、令和 20 年 3 月 31 日までの約 17 年間とする。

（９）事業期間終了時の措置

事業者は、運転管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、中央監視設備等が要求水準書に定める水準を満たす状態とする。

なお、事業期間終了時の水準は、市が示す要求水準に加えて、事業者が提案した事業終了時の性能水準に基づくものを想定しており、その旨を事業契約に規定する。

（１０）事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュール（予定）は以下のとおりとする。

なお、詳細な事業スケジュールについては、入札説明書にて示す。

表 1　事業スケジュール（予定）

項　目	日程（予定）
基本協定の締結	令和 2 年 11 月上旬
事業契約の締結	令和 3 年 1 月下旬
設計・工事期間	事業契約締結日の翌日～令和 5 年 3 月 31 日（2 年 2 か月間）
運転管理期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 20 年 3 月 31 日（15 年間）
事業終了	令和 20 年 3 月 31 日

（１１）関連法令等の遵守

本事業を実施するに当たり、必要とされる関係法令、条例、規則及び要綱を遵守するものとし、最新のものを適用する。詳細については、要求水準書のとおりとする。

２　特定事業の選定及び公表に関する事項

（１）選定基準

本事業をＤＢＯ方式で実施することにより、公設公営方式と比較して、事業期間を通じた市の財政負担の軽減を期待できる場合又は市の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合に本事業を特定事業として選定する。

（２）選定方法

市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うが、定量化が困難な場合には、客観性を確保したうえで定性的な評価を行い、特定事業の選定を行う。

（３）選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合、その結果を評価の内容と併せて速やかに市のホームページに掲載して公表する。

また、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わない場合であっても同様に公表する。

第２　民間事業者の募集及び選定に関する事項

１　事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式により行う。

２　事業者の募集及び選定の手順

（１）事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は以下のとおりとする。

表 2　事業者の募集・選定スケジュール（予定）

日程（予定）	内　容
令和元年 12 月 11 日	実施方針等の公表
令和元年 12 月 11 日～12 月 25 日	実施方針等に関する質問、意見の受付
令和元年 12 月 19 日	現場見学会
令和 2 年 1 月 31 日	実施方針等に関する質問の回答公表
令和 2 年 1 月下旬	特定事業の選定及び公表
令和 2 年 4 月下旬	入札説明書等の公表
令和 2 年 4 月下旬	入札説明書等に関する質問の受付
令和 2 年 5 月下旬	入札説明書等に関する質問の回答公表
令和 2 年 7 月	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
令和 2 年 7 月	資格審査結果の通知
令和 2 年 8 月	提案書の受付 ※なお、提案審査の際に、ヒアリングを実施する。日時については、後日、入札参加者に対して通知する予定。
令和 2 年 10 月下旬	落札者の決定及び公表
令和 2 年 11 月上旬	基本協定の締結
令和 3 年 1 月下旬	事業契約の締結

（２）応募手続き等

ア　実施方針等に対する質問及び意見の受付

実施方針等に関する質問、意見は様式 1～4 により、以下のとおり受け付ける。

（ア）受付期間

令和元年 12 月 11 日（水）8：30　～　12 月 25 日（水）17：15

（イ）提出方法

質問、意見の提出方法は、添付の様式 1～4 に記入のうえ、電子メールにより、施設保全課宛（第８．６実施方針等に関する問い合わせ先を参照）に提出する。

なお、提出者は電話により、着信又は到着の確認を行うこと。

（ウ）実施方針に対する質問及び意見への回答

実施方針等に関して提出された意見及び質問に対する回答は、令和２年１月下旬を目途に、市のホームページにて公表する。

なお、意見及び質問を行った者の企業名及び個人名は公表しない。また、本実施方針等に直接関連しない意見及び質問に対しては、回答をしない場合がある。

イ　現場見学会

現場見学会を以下のとおり開催する。

参加を希望する者は、事前に申込書（様式5）により申込みを行う。

現場見学会では、実施方針等の資料配布及び閲覧を行わないほか、質疑応答の機会も設けない。

（ア）開催日時及び開催場所

開催日：令和元年12月19日(木)　10:00～11:30

開催場所：本浄水場　管理棟

（イ）受付期間

令和元年12月11日(水)8：30　～　12月17日(火)　17：15

３　入札参加者の備えるべき参加資格要件

（１）入札参加者の構成等

本事業の入札参加者は、設計・工事業務及び運転管理業務を単体企業又は、共同企業体（ＪＶ）で行う企業とする。入札参加者の構成等は以下のとおりとする。

ア　単独企業で参加する場合

（ア）単独企業で参加する場合、３（２）ア～ウすべての参加資格要件を満たしていること。

（イ）入札参加者は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

（ウ）協力企業の設置を認めるものとする。

イ　共同企業体（ＪＶ）で参加する場合

（ア）電気工事を担当する企業を共同企業体（ＪＶ）の「代表企業」として定め、代表企業が入札参加資格の申請及び入札手続きを行うこと。

（イ）共同企業体（ＪＶ）を構成する企業は、３（２）ア～ウの参加資格要件を満たしていれば、１社での複数の業務及び工事（設計業務、電気工事、建築工事及び運転管理業務）を兼ねることができる。

（ウ）入札参加者は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に代表企業及

び構成企業の企業名並びに携わる業務及び工事（設計業務、電気工事、建築工事及び運転管理業務）について明らかにすること。

（エ）入札参加者の代表企業の変更は認めない。

（オ）入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。

（カ）入札参加者は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

（キ）協力企業の設置を認めるものとする。

（２）入札参加者の参加資格要件

ア　すべての構成企業に必要な参加要件

（ア）令和２・３年度一宮市建設工事等参加者名簿もしくは、令和２・３年度一宮市入札参加資格者名簿（物品等）（以下、「名簿」という。）に登録されていること。

（イ）次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。

②市の指名停止処分を受けている者（参加資格確認申請書の提出日から落札者決定までの期間）。

③清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

④参加資格確認申請書の提出日から落札者決定までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。）に基づく排除措置を受けている者。

⑤旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。

⑥直近３年分の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者。

⑦民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。

⑧本事業に係る支援業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本面又は人事面において密接な関連のある者。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

支援業務に関与した者は、以下のとおり。

「中日本建設コンサルタント株式会社」

「有限責任監査法人トーマツ」

「水口綜合法律事務所」

⑨審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。

イ　設計・工事業務を行う企業に必要な参加要件

設計・工事企業は、以下の要件をすべて満たしている者とする。ただし、建設ＪＶを構成する場合、建設ＪＶのうち、代表企業が満たしていること。

（ア）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、「電気工事」につき特定建設業の許可を受けたものであること。

（イ）名簿に記載されている、電気工事の登録がある業者で総合評定値が 1,600 点以上であること。

（ウ）平成 17 年度以降に、上水道において、中央監視設備を元請（共同企業体の構成員として出資比率が 20%以上のもの）として、更新工事の施工実績を有すること。

（エ）中央監視設備における設計、製作、検査及び試験を自ら実施できる体制を備えていること。

（オ）代表企業は、建設業法に従い、監理技術者を専任で配置すること。また、配置される監理技術者は、入札参加表明のあった日以前に、連続して 3 か月以上継続して代表企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

ウ　運転管理業務を行う企業に必要な参加要件

運転管理企業は、以下の要件をすべて満たすこと。ただし、運転管理ＪＶを構成する場合、運転管理ＪＶのうち、１社が満たしていること。

なお、運転管理ＪＶの構成には、建設ＪＶの代表企業を編成すること。

（ア）名簿に記載されている、上水道施設管理の登録があること。

（イ）水道事業又は水道用水供給事業に係る施設能力 10,000m3/日以上の浄水場で 24 時間連続運転監視における運転管理業務委託の実績を有すること。

（ウ）統括責任者として水道技術管理者もしくは水道浄水施設管理技士 3 級以上の資格を有し、浄水場における運転管理の実務経験を 3 年以上有した者を配置すること。

（３）参加資格の喪失

参加資格確認後、基本協定締結までの期間に、入札参加者の代表企業が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則、当該入札参加者は失格とする。

（４）市内業者に対する契約に関する配慮事項

本事業に係る業務及び工事の一部を協力企業に発注する場合は、優先的に市内業者の活用に努めること。さらに、工事及び業務に使用する資材等についても優先的に市内において製造産出される資材又は、市内業者が販売するものの使用に努めること。

４　審査及び選定に関する事項

（１）審査を行う機関

提案書の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した「佐千原浄水場中央監視設備更新及び運転管理事業ＰＦＩ事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において行う。

審査委員会は、以下の５名で構成する。各委員に対し、本事業に関する質問等を行うことを控えること。

表 3　審査委員名及び所属・役職

委員名	所属・役職
奥野　信宏	公益財団法人名古屋まちづくり公社　上席顧問・名古屋都市センター長
平山　修久	名古屋大学　減災連携研究センター　准教授
山岡　輝之	あすの監査法人・統括代表社員　北勢経営会計事務所代表
青木　勉	一宮市上下水道部長
服部　泰久	一宮市上下水道部次長

（２）審査の手順及び方法

ア　参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ　入札書類審査（提案審査）

審査委員会は、あらかじめ設定した「落札者決定基準」にしたがって、定量化審査（性能評価）を行い、その審査内容と本事業の実施に係る対価（入札価格）を総合的に評価し、落札者候補を選定する。

（３）落札者の決定と公表

市は、審査委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定し公表する。

（４）事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に入札参加者がいない、いずれの入札参加者の事業提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めない、あるいは適切な事業遂行が見込めない等の理由により、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。

特定事業の選定を取り消した場合は、この旨を速やかに市のホームページにて公表する。

第３　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１　事業契約に関する基本的な考え方

（１）基本協定の締結

市は、落札者と協議を行い、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

（２）事業契約の締結

市は、基本協定の規定に基づき事業者と基本契約を締結する。

市は、基本契約の規定に基づき、単独企業又は建設ＪＶと本事業に係る「設計・工事請負契約」を締結する。建設ＪＶを構成する場合、代表企業は、電気工事を担当する企業とする。

また同時に、市は、基本契約の規定に基づき、単独企業又は運転管理ＪＶと「運転管理業務委託契約」を締結する。

運転管理ＪＶの構成員には、建設ＪＶの代表企業を含めることとし、各構成については、事業者提案とする。

事業スキームについては、別紙１のとおりとする。

２　予想されるリスク分担と業務分担

予想されるリスク分担及び市と事業者の業務分担は別紙２、３のとおりとする。業務分担の程度や具体的な内容については、最終的に事業契約で確定する。

３　求められる業務水準

本事業の実施に際して求められる業務水準は、要求水準書及び事業提案によって定められる。

４　履行保証等に関する事項

事業契約の締結にあたっては、契約の履行を確保するため、以下の方法などにより事業契約の保証を行うことを想定している。詳細は入札説明書及び事業契約書（案）で示す。

・契約保証金の納付
・契約保証金の納付に代わる措置
・履行保証保険付保等による保証措置

５　市による事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計・工事業務及び運転管理業務について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、事業契約書（案）に定める。

また、事業者の提供する設計・工事業務及び運転管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、市はサービスに対する支払の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

第４　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

１　施設の概要及び規模

（１）建設用地（所在地）

一宮市佐千原字東出 61　（別紙４参照）

（２）対象施設及び延床面積

佐千原浄水場内　管理棟（別紙５参照）

うち、中央監視設備　設計及び工事範囲　（約 200 ㎡）

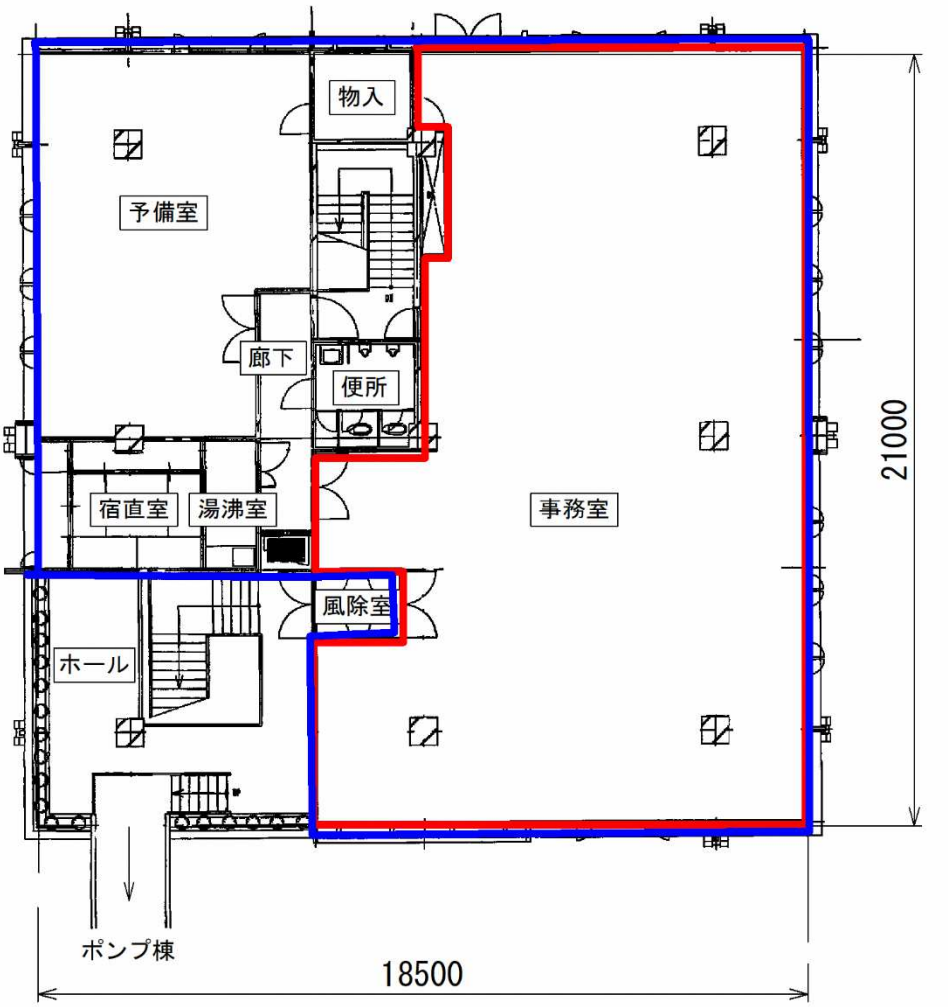

：中央監視設備　設計及び工事範囲

：管理棟改修設計及び工事範囲

図 1　管理棟２階平面図

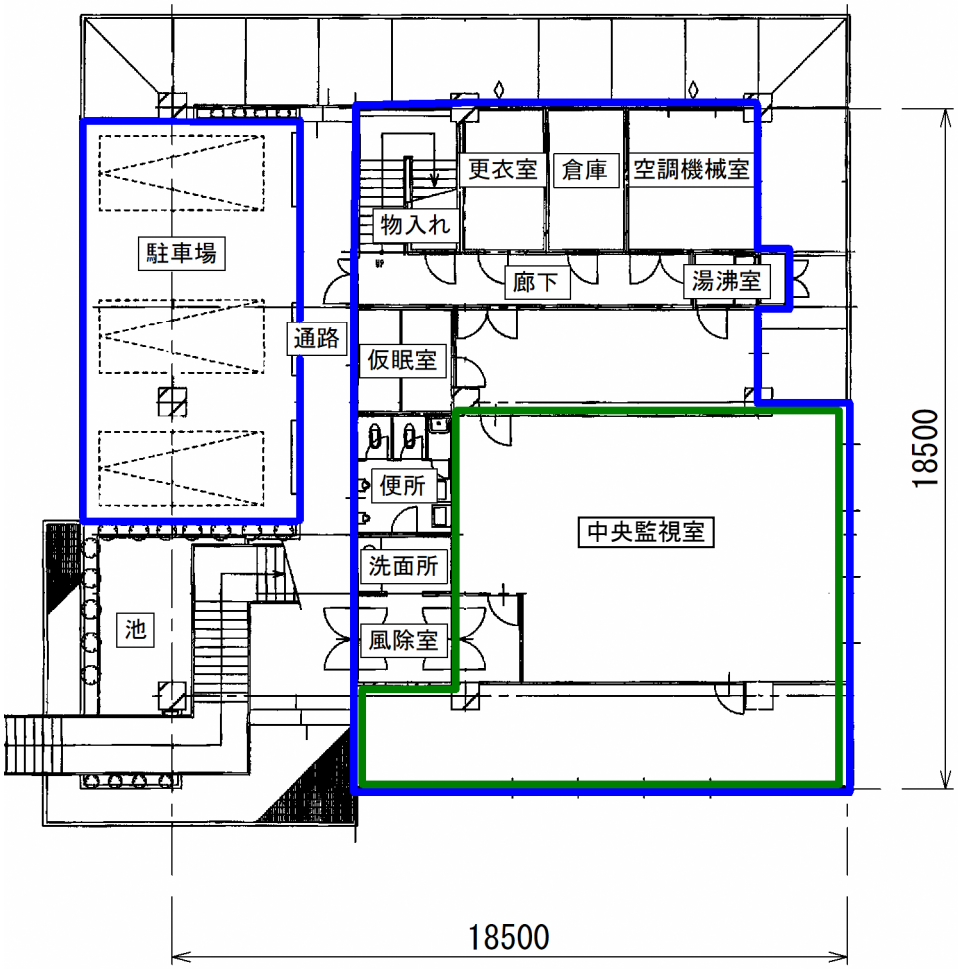

：管理棟改修設計及び工事範囲

：撤去対象施設の撤去設計及び工事・仮設工事

図 2　管理棟１階平面図

（３）既設設備の概要

既設設備のシステム系統（一宮及び尾西・木曽川）については、要求水準書のとおりとする。

（4）監視対象施設の概要

本事業における監視対象施設は、表 4のとおりである。なお、本浄水場の配水ポンプについては、第２ポンプ棟（新設）に設置される配水ポンプを対象とする。

各施設における詳細内容については、要求水準書のとおりとする。

表 4　上水道施設概要

配水区	施設名称	
一宮	佐千原浄水場	取水ポンプ 塩素滅菌機 配水ポンプ 自家発電機
	極楽寺水源所 自家発電機	
	大野水源所１号～４号	
	極楽寺水源所１号～３号	
	尾関水源所	
	江森水源所	
	北部水源地	
	西部水源地	
	葉栗北部水源地	
	葉栗南部水源地	
	浅井北部水源地	
	奥町東部水源地	
	千秋北部水源地	
	丹陽西部水源地	
	大和南部水源地	
	萩原東部水源地	
	西御堂水源地	
	萩原西部水源地	
	千秋配水場	塩素滅菌機 配水ポンプ 自家発電機

配水区	施設名称	
尾西	開明水源地	
	尾西配水場	取水ポンプ 塩素滅菌機 ろ過設備 配水ポンプ 自家発電機
木曽川	木曽川配水場	取水ポンプ 塩素滅菌機 ろ過設備 配水ポンプ 自家発電機
共通	水質監視局	
	監視カメラ	

第５　事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

１　係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、関係法令及び事業契約に従うこと。

２　管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第６　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

１　事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

（１）事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、市は、事業契約を解除することができる。

（２）事業者が倒産又は、事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。

（３）（２）の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

２　市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

（１）市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。

（２）（１）の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

３　その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定めるとおりとする。

第７　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

１　法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

２　財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は想定していない。

３　その他の支援等に関する事項

市は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力を行うものとする。

第８　その他の特定事業の実施に関し必要な事項

１　議会の議決（債務負担行為）

市は、債務負担行為の設定にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

２　入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

３　提出書類の取扱い

（１）著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の公表及び市が必要と認めたときは、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった提案については、落札者決定結果の公表以外に使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

（２）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、原則として入札参加者が負う。

４　情報の提供

本事業に係る情報の提供は、市のホームページを通じて行うものとする。

５　本事業において使用する言語等

入札参加及び本事業に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

６　実施方針等に関する問い合わせ

本実施方針に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

一宮市上下水道部　施設保全課（佐千原浄水場）

担当者：森、大橋

住　所：〒491-0124　　一宮市佐千原字東出 61

ＴＥＬ：0586-71-4175

ＦＡＸ：0586-71-0240

E-mail：josuijo@city.ichinomiya.lg.jp

別紙１　　事業スキーム

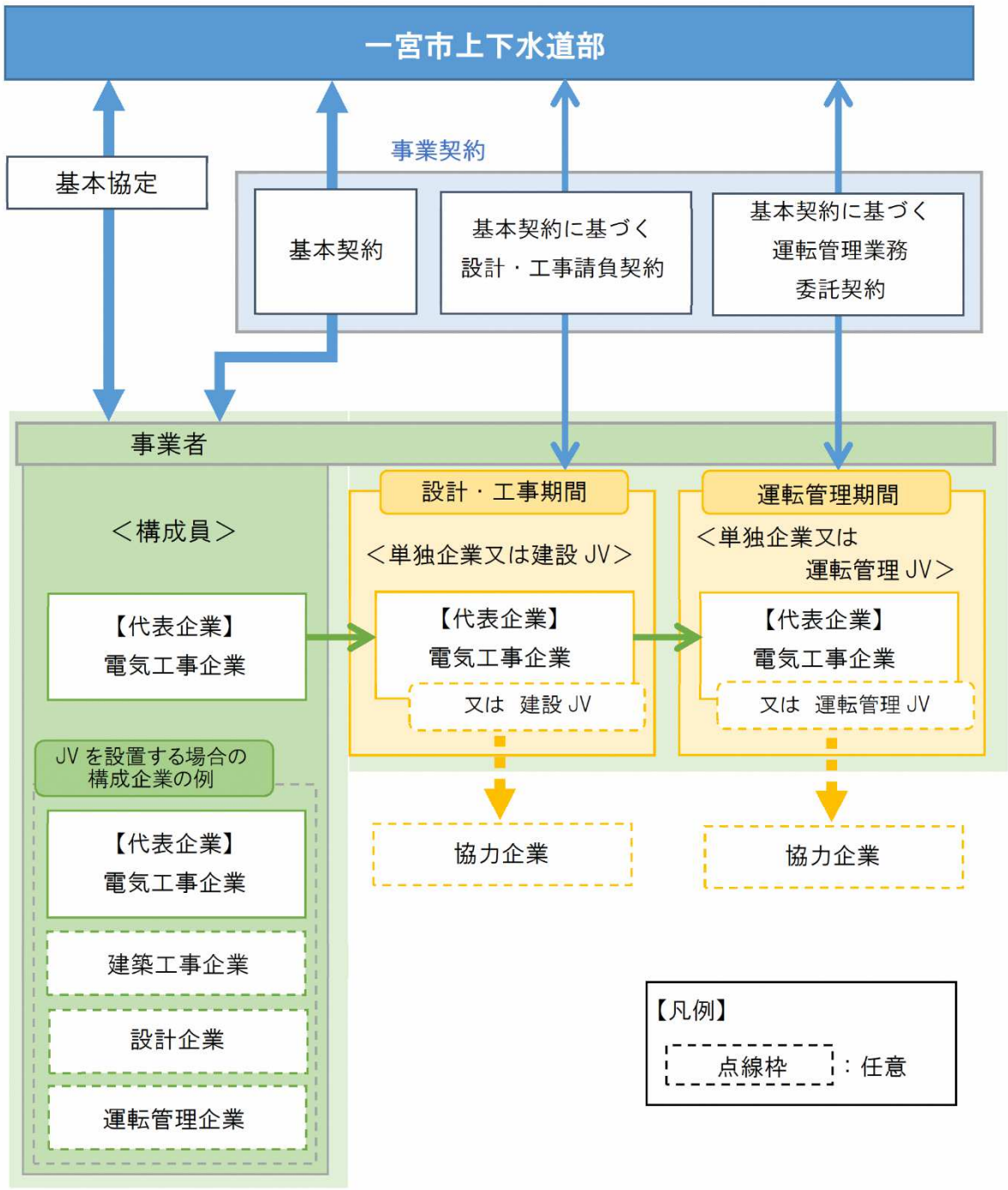
一宮市上下水道部
基本協定
事業契約
基本契約
基本契約に基づく
設計・工事請負契約
基本契約に基づく
運転管理業務
委託契約
事業者
＜構成員＞
【代表企業】
電気工事企業
JV を設置する場合の
構成企業の例
【代表企業】
電気工事企業
建築工事企業
設計企業
運転管理企業
設計・工事期間
＜単独企業又は建設 JV＞
【代表企業】
電気工事企業
又は　建設 JV
運転管理期間
＜単独企業又は
運転管理 JV＞
【代表企業】
電気工事企業
又は　運転管理 JV
協力企業
協力企業
【凡例】
点線枠　：任意

別紙２　　業務分担

	業務内容				分担者	
					市	事業者
	設計・工事段階					
1	設計業務		1.1	中央監視設備設計		●
			1.2	管理棟改修設計		●
			1.3	移設・撤去対象設備設計		●
			1.4	近隣住民の同意の取得、近隣住民対応	●	
			1.5	設計に伴う各種申請等	●	○
2	工事業務		2.1	中央監視設備工事		●
			2.2	管理棟改修工事		●
			2.3	工事に伴う各種申請等	●	○
			2.4	移設・撤去対象設備工事及び仮設工事		●
3	工事監理業務		3.1	中央監視設備工事監理	●	
			3.2	管理棟改修工事監理	●	
			3.3	移設・撤去対象設備工事及び仮設工事監理	●	
			3.4	近隣住民の同意の取得、近隣住民対応	●	
	運転管理段階					
4	中央監視設備	4.1 運転管理業務	対象施設の監視・運転操作			●
			水量管理に係る判断・指示		●	
			水量管理に係る市の指示による中央監視設備の操作			●
			水質管理に係る判断・指示		●	
			水質管理に係る市の指示による中央監視設備の操作			●
			平日昼間における警報発報時の現場の確認及び簡易な応急措置		●	
			夜間休日における警報発報時の現場の確認及び簡易な応急措置			●
		4.2 保安業務	平日昼間における対象施設の保安		●	
			夜間休日における対象施設の保安			●
		4.3 清掃業務	佐千原浄水場中央監視室の清掃			●
			上記以外の清掃		●	
			植栽の管理及び除草		●	
		4.4 安全衛生管理業務	安全管理・事故防止（中央監視設備の運転に関する業務）			●
			安全管理・事故防止（上記以外の業務）		●	
			衛生管理（中央監視設備の運転に関する業務）			●
			衛生管理（上記以外の業務）		●	
		4.5 災害・事故対策業務	危機管理マニュアルの作成（中央監視設備設備のみ）			●
			災害、事故等の緊急時の体制の構築			●
			災害、事故等の緊急時における市への連絡			●
			災害、事故等の緊急時の対応（応急措置、現場確認）			●
		4.6 施設公開業務	見学者対応		●	
		4.7 その他の業務	近隣住民対応		●	
			契約管理（モニタリング）		●	
		4.8 維持管理業務	日常点検	日常点検の実施		●
				日報・月報・年報の作成（中央監視設備のロガーシステムのもの）		●
			保守点検	精密点検（年1回）		●
				簡易点検（年3回程度）		●
			修繕業務	修繕工事（緊急時における事後対応）		●
				修繕業務における現場管理業務	●	
				消耗品の保管		●
				機器類、計装機器類の消耗品交換		●
				不要部材、使用済み部材の産廃処理		●
				民間事業者の帰責事由による機器損傷時の修繕業務		●
				民間事業者の帰責事由による水質事故発生時の復旧作業		●
				民間事業者の帰責事由による事業中断解消後の再稼動時の修繕業務		●
		4.9 事業終了時の引継ぎ業務	設備の引渡し（機能証明）			●
			事業終了時提出書類の作成・提出			●
			操作マニュアルの作成			●
			後継業者への引継ぎ			●
5	上記以外の施設	5.1 維持管理業務	日常点検	日常点検の実施	●	
				日報・月報・年報の作成（中央監視設備のロガーシステム以外のもの）	●	
			保守点検	精密点検	●	
				簡易点検	●	
			修繕業務	修繕工事	●	
				修繕業務に関わる設計作業業務	●	
				修繕業務に関わる部材の調達	●	
				修繕業務における現場管理業務	●	
				消耗品の保管	●	
				機器類、計装機器類の消耗品交換	●	
				機器類、計装機器類のオーバーホール	●	
				不要部材、使用済み部材の産廃処理	●	

※○は、申請に伴う補助作業（申請書類の作成等）を示す。

別紙３　　リスク分担

		リスクの種類			リスクの内容	負担者	
						市	事業者
1	共通	1.1	募集要項		記載内容の変更に関するもの、入札説明書等の誤りに関するもの	●	
		1.2	契約締結		市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	●	
					事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		●
		1.3	財務		市による債務不履行（支払い遅延・不払い等）	●	
					事業者による債務不履行（倒産等）		●
		1.4	制度関連	政治	債務負担行為等の議決に関わるもの	●	
					対象施設が統合・廃止され、契約の中断・変更に関わるもの	●	
					事業の縮小・拡充に伴う、対象範囲の変更に関わるもの	●	
				法制度	本事業に関わる法制度・許認可の新設・変更	●	
					上記以外のもの		●
				許認可遅延	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●
					上記以外のもの	●	
				税制度	法人事業税、法人住民税等の事業者の利益に関する税の新設・変更		●
					消費税の変更に関わるもの	●	
		1.5	社会	第三者賠償	事業者の責めに帰すべき事由による第三者賠償（建設、維持管理・運転段階等における騒音、振動、光、臭気に関するもの、維持管理・運転段階における水質、水量、水圧、給水等の悪化に関するもの）		●
					市の責めに帰すべき事由による第三者賠償	●	
				住民対応	本事業に対する住民反対運動・要望に関わるもの	●	
					事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に対する住民反対運動・要望に関わるもの	▲	●
				環境問題	事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に起因する環境の悪化		●
					上記以外の原因による環境の悪化	●	
		1.6	想定外業務		第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）により、事業変更・施設運転停止・事業継続の不履行	● 注1	▲ 注2
		1.7	労務	教育・研修	関連経費及び予備要因の配置又は応援要員の確保		●
				セクハラ・パワハラ	事業者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下		●
				不正・犯罪	事業者の従業員の不誠実行為（贈収賄、情報漏えい等）による業務停止、契約解除		●
		1.8	見学者対応		施設の工事又は維持管理・運転の不備によって見学者が怪我をした場合		●
		1.9	安全確保		事業者が行う調査、工事、維持管理等における安全性の確保		●
					上記以外の作業に係る安全性の確保	●	
		1.10	事業者の発注する業務		事業者が発注する業務の契約内容の変更等		●
		1.11	各種負担金		インフラ整備等の追加コストの発注	●	
		1.12	補助金受給・起債		補助金受給の遅延、補助金の削減、受給不能、起債に関するもの	●	
		1.13	関係機関等の調整		市の責めに帰すべき事由による事業の延期などに関するもの	●	
					事業者の責めに帰すべき事由による事業の延期などに関するもの		●
		1.14	事業の中断		市の責めに帰すべき事由による事業の中断等	●	
					事業者の責めに帰すべき事由による事業の中断（事業者の経営破綻又は事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合）		●
		1.15	計画変更		市の責めに帰すべき事由による事業内容、用途の変更に関するもの	●	
		1.16	契約不履行		事業者の責めに帰すべき事由による契約不履行（事業者の更新した施設・設備の性能不足、事業者の維持管理・運転不備）		●
					上記以外によるもの	●	
		1.17	不可抗力		戦争、暴動、天災、台風、風水害等、市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	▲ 注2
		1.18	保険		設計・工事段階及び維持管理・運転段階のリスクをカバーする保険		●
		1.19	資金調達		事業者の資金調達に関するもの		●
		1.20	物価		事業期間中の物価変動	●	▲ 注2

閲覧可能資料において、存在が確認されるものについては、事業者の負担。確認されないものについては、市の負担とする。

※ ●：主負担，　▲：従負担

注1　事業者の管理義務の懈怠により発生した想定外業務リスクは事業者のリスク分担とし、それ以外の想定外業務リスクは市のリスク分担とする。

注2　一定の金額・割合までは事業者が負担する。

		リスクの種類		リスクの内容	負担者	
					市	事業者
2	設計段階	2.1	事前調査	市が実施した測量・調査に関するもの	●	
				事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
		2.2	計画・設計・仕様変更	市の請求による変更・不備	●	
				事業者からの請求による変更・不備		●
		2.3	設計	市の責めに帰すべき事由による設計等の完了遅延・建設費の増大（市の責めに帰すべき事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の瑕疵等）	●	
				事業者の責めに帰すべき事由による設計の完了遅延・設計費の増大（提案した設計内容の不備、基本設計・実施設計の不備、事業者の責めに帰すべき事由による履行遅れ等）		●
3	工事段階	3.1	用地取得	事業用地以外の建設に要する用地（資材置き場等）の追加確保に関するもの		●
		3.2	地中埋設物	入札説明書等に記載のない大規模な埋設物に関するもの	●	
				上記以外に関するもの		●
		3.3	工事遅延	市の責めに帰すべき事由による完工（維持管理・運転開始）遅延	●	
				事業者の責めに帰すべき事由による完工（維持管理・運転開始）遅延		●
		3.4	工事監理	工事監理に関するもの	●	
				工事現場管理に関するもの		●
		3.5	工事費増大	市の責めに帰すべき事由による工事費増大	●	
				事業者の責めに帰すべき事由による工事費増大		●
		3.6	性能	要求性能不適合（施工不良を含む）		●
		3.7	施設瑕疵	更新対象施設において事業者が建設、改修した施設に関するもの（瑕疵担保期間）		●
				更新対象施設において事業者が建設、改修した施設に関するもの（瑕疵担保期間以降）	●	
				上記以外に関するもの	●	
		3.8	引渡前障害	工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他施工に関して生じた損害		●
		3.9	環境汚染物質	解体に伴うアスベストやPCB等環境汚染物質の発見・対応に関するもの	●	▲
		3.10	安全確保	工事現場における事故等の発生		●
4	運転管理段階	中央監視設備	4.1 要求水準未達	市の指示（判断）ミスに基づくもの	●	
				原水水質の急変（施設の処理能力を超えた場合）	●	
				管路に起因する水質異常	●	
				上記以外の事由によるもの		●
				事業者の責めに帰すべき事由による給水停止、給水制限		●
			4.2 原水水質事故等による取水停止・制限、水質悪化及び事業停止	市の判断・指示の遅れ（給水停止の判断）	●	
				対応の遅れ（市への連絡遅れ・報告、初期対応、給水停止等）		●
			4.3 施設瑕疵	事業者が更新、修繕した施設の瑕疵（瑕疵担保期間）		●
				事業者が更新、修繕した施設の瑕疵（瑕疵担保期間以降）	●	
			4.4 施設損傷	事業者の責めに帰すべき事由による施設損傷に伴い事業の一時中止や費用の増加		●
				第三者に起因する施設の損傷による事業の一時中止や費用の増加	●	▲ 注3
				上記以外の施設の損傷に伴う事業継続の一時中止や費用の増加	●	
				ハッキング、ウィルスによる通信システムの障害復旧、安全対策（市が使用するOA機器等）	●	
				ハッキング、ウィルスによる通信システムの障害復旧、安全対策（事業者が使用するOA機器等）		●
			4.5 維持管理・運転費増大	過去の実績から合理的に予測できる原水の水量・水質の範囲を超える変動により、要求水準を満足できない場合に起因するもの	●	
				上記以外の事由による維持管理費の増大（物価の変動によるものは除く）		●
			4.6 事務引継ぎ	本事業終了期間後の維持管理・運転への引継ぎ不備		●
		上記以外の施設	4.7 要求水準未達	日常・保守点検の不徹底によるもの（中央監視設備に係るもの）		●
				管路切替等により管内流速の急変、管内夾雑物の流出等による赤水の発生によるもの	●	
				上記以外の事由によるもの（施設老朽化に起因した基準不適合の配水等）	●	
			4.8 施設損傷	導水・送水・配水管の破損による交通事故及び物損事故、人身事故の補償	●	
				他企業者等による損傷	●	
				上記以外の施設の損傷に伴う事業継続の一時中止や費用の増加	●	
			4.9 維持管理・運転費増大	突発的な配水トラブル（他工事、配水・給水管破裂による断水、水量増大）への対応に伴う経費の増加	●	▲ 注2
				上記以外の事由による維持管理費の増大（物価の変動によるものは除く）	●	
5	事業終了時	5.1	終了手続き	終了手続きに伴う、諸費用の発生に関するもの、事業者の清算手続きに伴う評価損益等		●
		5.2	事業終了時の施設状況	事業終了時の施設状況の要求水準に未達		●

閲覧可能資料において、存在が確認されるものについては、事業者の負担。確認されないものについては、市の負担とする。

※ ●：主負担，▲：従負担

注2　一定の金額・割合までは事業者が負担する。

注3　事業者の管理義務の懈怠により発生した第三者に起因する施設の施設の損傷は事業者のリスク分担とし、それ以外は市のリスク分担とする。

別紙４　　佐千原浄水場　位置図

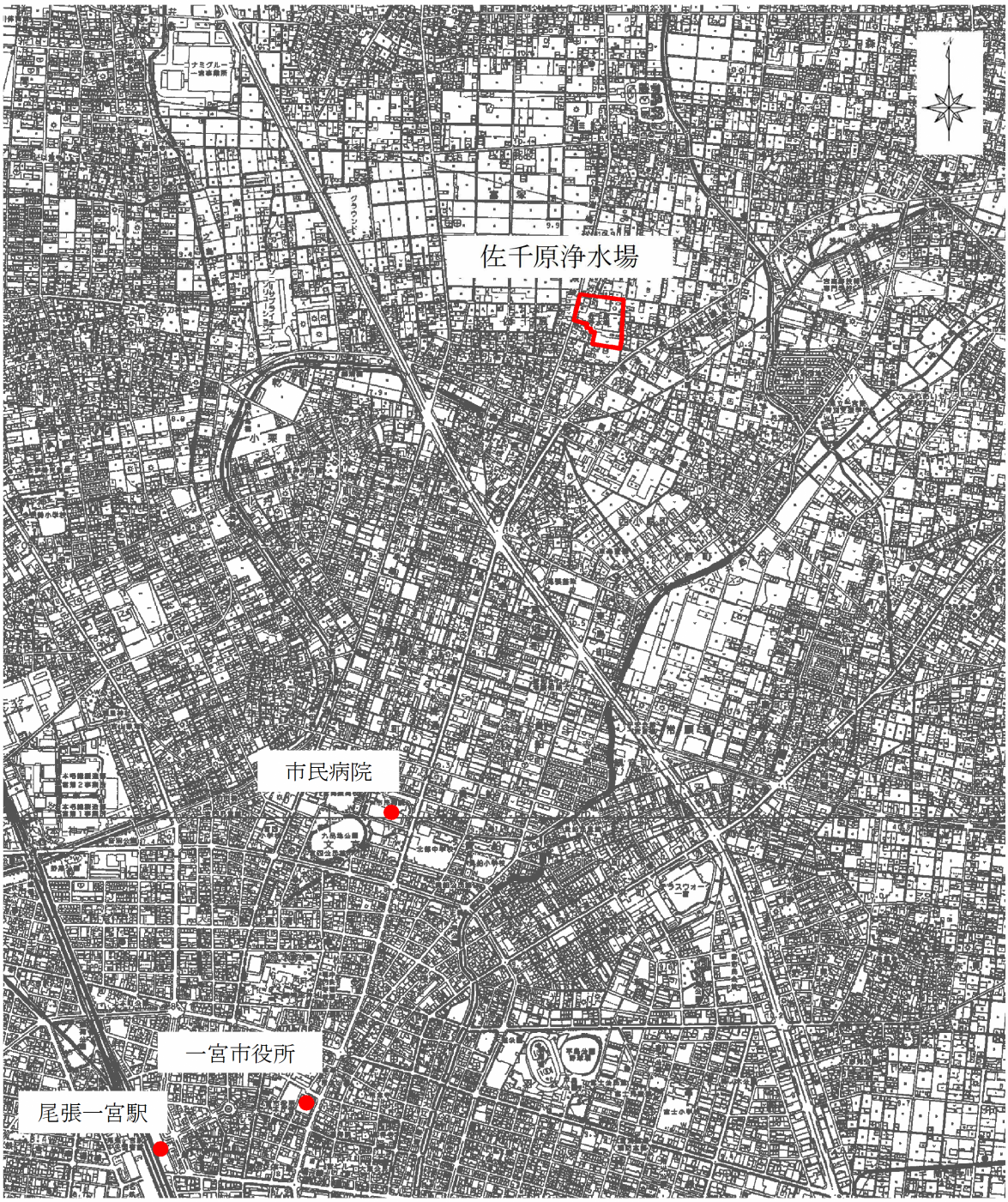
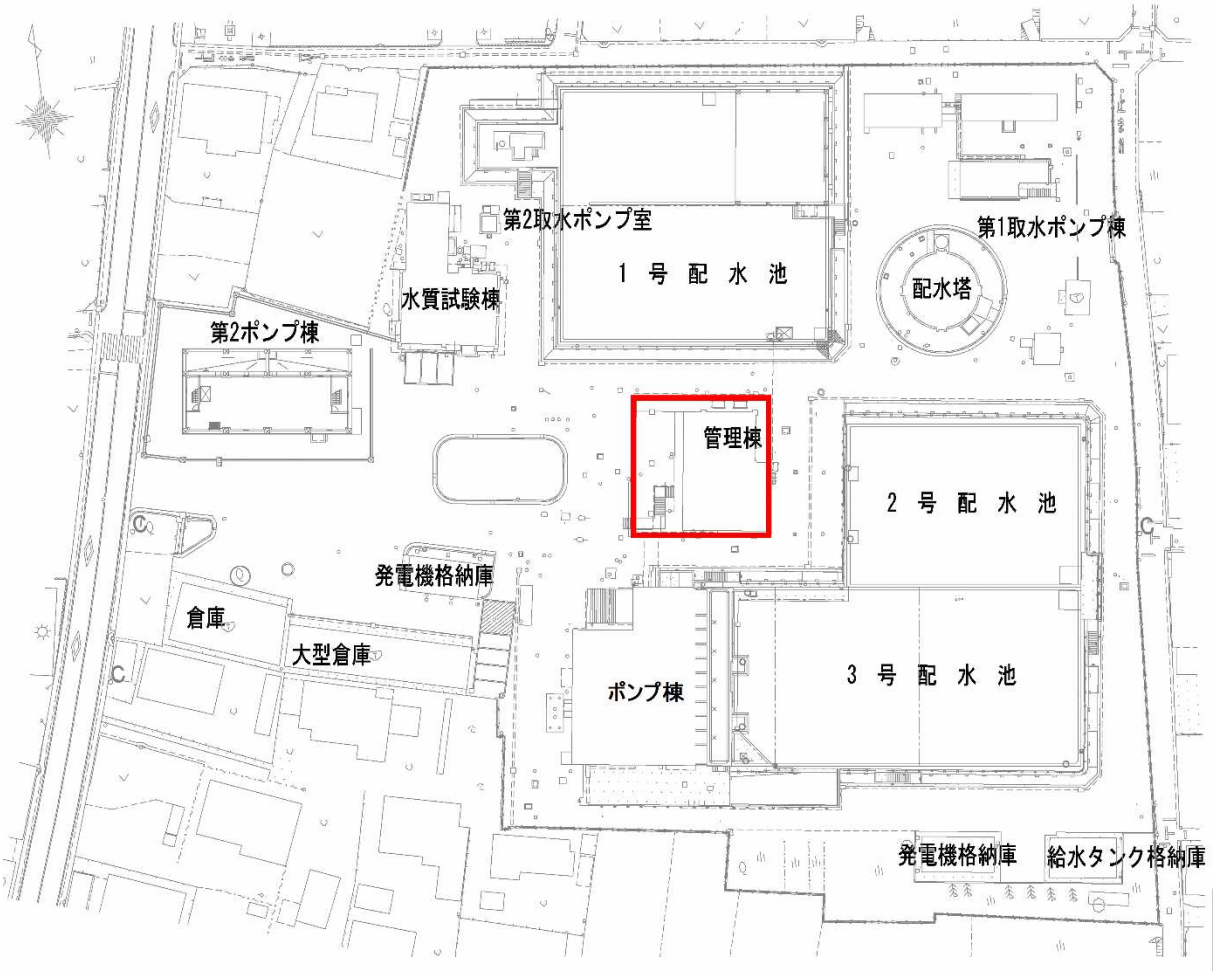
別紙５　　佐千原浄水場管理棟　位置図